

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称（製品コード）	: フューエルワン（記号：F-1・品番：F102、F302）
会社名称	: 株式会社 和光ケミカル
住所	: 神奈川県小田原市南鴨宮 1-1-1
電話番号	: 0465-48-2211(代)
FAX 番号	: 0465-49-1951
緊急連絡電話番号	: 技術部（電話：0465-48-8114）
推奨用途及び使用上の制限	: 内燃機関燃料系統の洗浄・防錆・潤滑・酸化防止剤。 用途以外に使用しないこと【業務用】
作成日	: 2025年11月1日（初版）
整理番号	: F102-J01

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

引火性液体	区分 4
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 2A
皮膚腐食性／刺激性	区分 2
皮膚感作性	区分 1
水性環境有害性 短期（急性）	区分 1
水生環境有害性 長期（慢性）	区分 2

※記載のないものは区分に該当しない、または分類できない
絵表示又はシンボル



注意喚起語 警告

危険有害性情報

- H227 : 可燃性液体
- H315 : 皮膚刺激
- H317 : アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- H319 : 強い眼刺激
- H400 : 水生生物に非常に強い毒性
- H411 : 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き

【安全対策】

- P210 : 热、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
- P261 : 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。
- P264 : 取扱い後は手をよく洗うこと
- P272 : 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- P273 : 環境への放出を避けること。
- P280 : 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

【応急措置】

- P302+P352 : 皮膚に付着した場合：多量の水と石けんで洗うこと。
- P305+P351+P338 : 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- P333+P313 : 皮膚刺激又は発しんが生じた場合；医師の診断／手当てを受けること。
- P337+P313 : 眼の刺激が続く場合；医師の診察又は手当を受けること。
- P362+P364 : 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- P370+P378 : 火災の場合；消火するために適切な消火剤を使用すること。
- P391 : 漏出物を回収すること。

【保管】

- ・ P403 : 換気の良い場所で保管すること。

【廃棄】

- ・ P501 : 内容物／容器を国際条約や国／都道府県／市町村の規則に従い廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

- | | |
|-----------------|---------------|
| ・ ポリエーテルアミン系清浄剤 | 企業秘密の為記載できない。 |
| ・ 石油系高沸点溶剤 | 企業秘密の為記載できない。 |
| ・ 燃料系その他添加剤 | 企業秘密の為記載できない。 |

危険有害成分及び含有率

化合物名	CAS-No.	官報公示整理番号(化審法)	労働安全衛生法(対象法規)	PRTR法(管理番号)	含有率(wt.%)
ポリ(オキシエチレン) アルキルエーテル	84133-50-6	(7)-97	・皮膚障害(刺激)	1種(407)	28.0
石油系高沸点溶剤	混合物のため記載出来ない	登録済み	非該当	非該当	企業秘密の為記載できない
ドデカン	112-40-3	(2)-10	・表示/通知対象	非該当	1~5 ^{※1}
ウンデカン	1120-21-4	(2)-10	・表示/通知対象	非該当	1~5 ^{※1}
鉱油 ^{※2}	混合物のため記載出来ない	登録済み	・通知対象	非該当	<1

※1 : 営業秘密

※2 : IP346 法による DMSO 抽出物質が 3 質量%未満の潤滑油基油 (鉱油)

4. 応急措置

眼に入った場合

: 水で数分間洗浄する。コンタクトレンズなどは外す(固着していたら無理に外さない)。眼の刺激が続く場合は医師の診察／手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

: 汚染された衣服を脱ぎ、水と石けん等でよく洗い流す。皮膚刺激や発疹が生じた場合は医師の診察／手当てを受けること。

吸入した場合

: 速やかに通気の良いところへ移動し安静にする。嘔吐物は飲み込ませないこと。気分が回復しない場合や呼吸に関する症状が現れた場合は、医師の診察／手当てを受けること。

飲み込んだ場合

: 口をすぐさま塞ぐこと。無理に吐き出させないこと。気分が悪いときは医師の診察／手当てを受けること。

5. 火災時の措置

消火方法

- : 火元への燃焼源を断つ。
- : 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。
- : 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。
- : 注水は火災を拡大し危険な場合がある。
- : 周囲の設備などに散水して冷やす。
- : 消火作業の際は、風上から行い必ず保護具を着用する。
- : 火災発生場所の周辺に係員以外の立ち入りを禁止する。

消火剤

: 霧状の強化液、泡、粉末または炭酸ガス消火剤が有効である。消火に棒状の水を用いてはならない。

6. 漏出時の措置

共通事項

- : 作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル)等を着用する。
- : 着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
- : 付近の着火源、高温体及び可燃物を取り除く。
- : 付着物、廃棄物等は、関係法規に基づいて処置をする事。

少量の場合

: おがくず、砂、ウエス等に吸着させ容器に回収し、その後を完全に拭い取る。

大量の場合

: 河川等へ排出され、環境への影響を起こさないように注意する。

海上の場合

- : 流出物は、火花が発生しないように、プラスチック製等の用具を用いて密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。
- : 単独での回収が困難な場合は、乾燥砂、土、その他不燃性のものに吸収させて回収する。
- : オイルフェンスで拡散を防止し、吸着マット等で吸い取る。
- : 薬剤を用いる場合は、国土交通省令で定める技術上の基準に適合した物を用いる。

7. 取扱い及び保管上の注意

共通事項

- : 指定数量以上の量を取り扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。

取扱い

- : 静電気対策を行い、作業着、靴等も導電性のものを使用する。
- : 換気の良い場所で取り扱う。
- : 指定数量以下の場合でも、条例等に規定がある場合は従うこと。
- : 炎、火花または高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。
- : 常温で取り扱うものとし、その際、水分、きょう雜物の混入に注意すること。
- : 蒸気は空気より重く滞留しやすい。その為換気及び火気への注意が必要である。
- : 危険物が残存している機械設備などを修理または加工する場合は、安全な場所で危険物を完全に除去してから行うこと。
- : 皮膚に触れたり眼に入る可能性のある場合には保護具を着用する。
- : 容器は、必ず密閉すること。また飲まないこと。
- : ミストが発生する場合、呼吸器具等を使用すること。
- : 直射日光を避け、冷暗所で換気の良い場所に保管する。
- : 危険物の表示をして保管する。容器は、必ず密閉すること。
- : 熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。
- : 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
- : ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。

8. ばく露防止及び保護措置

化合物名	CAS-No.	管理濃度	濃度基準値 (安衛則 577-2) 8 時間 / 短時間	ACGIH TLVs TWA / STEL	日本産業衛生学会 許容濃度
石油系高沸点溶剤	64742-47-8	—	— / —	200 / — mg/m ³	—
鉱油	混合物のため 記載できない	—	— / —	5 / 10 mg/m ³ (鉱油ミストとして)	3mg/m ³ (鉱油ミストとして)

設備対策

- : 屋内作業場は、排気装置を設置する。

: 取り扱い場所の近辺に、洗眼・身体洗浄のための設備を設ける。

保護具

: 作業環境／使用量／使用頻度に応じ、不浸透性の適切な保護具を選択すること

呼吸用保護具

: 有機ガス用防毒、防塵マスク。密閉された場所では送気マスク等。

手の保護具

: 適切な材質の保護手袋を着用すること。

眼、顔面の保護具

: 保護眼鏡等。

皮膚および身体の保護具 : 保護衣や保護長靴など、適切な材質の身体保護具を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観等

: 淡黄色透明液体・特異臭。

揮発性

: あり。

沸点・蒸気圧

: 測定データなし。

密度 (15°C)

: 0.93g/cm³

引火点

: > 78.5°C (SETA)

発火点

: 測定データなし。

燃焼範囲 (Vol%)

: 上限 5.0 下限 0.6 (石油系高沸点溶剤として)

溶解性

: 非水溶性

10. 安定性及び反応性

安定性

: 安定

反応性

: 強酸化剤との接触を避ける

可燃性	:あり
自然発火性	:なし
水との反応	:なし
酸化性	:なし
自己反応性・爆発性	:なし
危険有害な分解生成物	: CO、CO ₂ 、H ₂ O、NOx 他

11. 有害性情報

製品としてのデータなし。以下に成分の有害性情報を示す。

記載無きものはGHS分類でカットオフ値以下のものか、知見なし、あるいはデータなし。

急性毒性 経口	:成分および組成より分類できないと判断した。
経皮	:成分および組成より分類できないと判断した。
吸入	:成分および組成より分類できないと判断した。
皮膚腐食性／刺激性	:成分および組成より区分2と判断した。 皮膚の乾燥・脱脂作用があるため、皮膚炎を起こすことがある。
重篤な眼の損傷性／眼刺激性	:成分および組成より区分2Aと判断した。
呼吸器感作性	:成分および組成より分類できないと判断した。
皮膚感作性	:成分および組成より区分1と判断した。 皮膚に接触するとアレルギー性皮膚反応を引き起こす可能性がある（乾燥、脱脂、疼痛、搔痒、脱色、腫脹、水泡形成が含まれることがある）。皮膚からの吸収により臓器に有害性があるとは考えられていない。
生殖細胞変異原性	:成分および組成より分類できないと判断した。
発がん性	:成分および組成より分類できないと判断した。
生殖毒性	:成分および組成より分類できないと判断した。
特定標的臓器毒性	
単回ばく露	:成分および組成より分類できないと判断した。
反復ばく露	:成分および組成より分類できないと判断した。
誤えん有害性	:成分および組成より分類できないと判断した。

12. 環境影響情報

製品としてのデータなし。以下に成分の有害性情報を示す。

記載無きものはGHS分類でカットオフ値以下のものか、知見なし、あるいはデータなし。

生態毒性

水生環境有害性	
短期（急性）	:成分および組成より区分1と判断した。
長期（慢性）	:成分および組成より区分2と判断した。
残留性・分解性	:本物質は、容易に微生物によって分解されるとは考えられていない。
生体蓄積性	:現在のところ有用なデータなし
土壤中の移動性	:現在のところ有用なデータなし
オゾン層への有害性	:オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書リストに掲載なし

13. 廃棄上の注意

1.事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、または知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

2.投棄禁止

3.埋め立て処分を行う場合には、あらかじめ焼却し、その燃え殻について下記の物質が環境省で定めた基準以下であることを確認しなければならない。

銅またはその化合物、亜鉛またはその化合物、ふつ化物、アルキル水銀化合物、水銀またはその化合物、ひ素またはその化合物、六価クロム化合物、有機りん化合物、鉛またはその化合物、カドミウムまたはその化合物、シアノ化合物、PCB。

4.燃焼する場合は、安全な場所で、かつ燃焼または爆発によって他に危害または損害を及ぼすおそれのない方法で行うとともに、見張り人を付けること。

5.廃棄時における関係法規

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
- ・危険物の規制に関する政令
- ・金属等を含む産業廃棄物に関する判定基準を定める環境省令
- ・特定製品にかかるフロン類の回収および破壊の実施の確保に関する法律
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律

14. 輸送上の注意

注意事項	: 容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下損傷が起らないように積み込む。 : 荷崩れの防止を確実に行う。 : みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の粗暴の取り扱いをしない。 : 天地を逆転しておかうこと。 : 温度差の少ない冷暗状態にて輸送する。
国連規制	: 国連番号…UN3082 国連分類…Class 9 容器分類…Ⅲ 指針番号…171 海上輸送に関しては IMO、航空輸送に関しては ICAO/IATA の規定に従う。
国内規制	: 陸上輸送…消防法、安衛法などに定められている運送方法に従う 海上輸送…船舶安全法に定められている運送方法に従う 航空輸送…航空法に定められている運送方法に従う注意事項

15. 適用法令

労働安全衛生法	: 危険物（令別表第1）に該当する（引火性のもの） : 特定化学物質等障害予防規則に該当しない。 : ラベル表示およびSDS通知対象物質（施行令別表9、安衛規則別表2）を含有する。 ・表示対象濃度以上…ドデカン、ウンデカン、 ・通知対象濃度以上…鉛油
化管法（PRTR法）	: 有機溶剤中毒予防規則（施行令別表6の2）に該当しない : 変異原性が認められた既存化学物質を含有しない。 : 安衛則577条の2規定のがん原性物質を含有しない。 : 安衛則594条の2規定の皮膚障害化学物質等を含有する。 ・皮膚刺激性有害物質 対象濃度以上…ポリ(オキシエチレン)アルキルエーテル
消防法	: 該当。第1種指定化学物質を含有する。 対象濃度以上…ポリ(オキシエチレン)アルキルエーテル
毒物及び劇物取締法	: 危険物 第4類 第3石油類（非水溶性液体）危険等級Ⅲ
船舶安全法	: 指定成分を含有せず
航空法	: 非危険物（個別運送及びばら積み運送において）
水質汚濁防止法	: 非危険物
海洋汚染防止法	: 油分排出規則（許容濃度5mg/L）ノルマルヘキサン抽出分として検出される : ばら積み貨物でないので製品としては非該当だが、有害液体物質Y類（ポリ(オキシエチレン)アルキルエーテル）を含有する。油分排出規制（原則禁止）
下水道法	: 鉛油類排出規制（5mg/L）
排出物の処理および清掃に関する法律	: 産業廃棄物規制（拡散、流出の防止）

16. その他の情報

RoHS指令有害物質	: いずれも意図的な含有なし
ELV指令有害物質	: いずれも意図的な含有なし
引用文献	: ①原料メーカー-SDS ②製品評価技術基盤機構ホームページ ③法律に関するホームページ
安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として提供されるものです。取扱者はこれを参考とし、自らの責任において個々の取扱の実態に合わせた処置を講ずることが必要であり、これを理解した上で活用して下さい。従って、本データシートそのものは安全の保証書ではありません。	